

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処調達部長
藤本 芳信

契約条項の一部改正について

- 1 「特定費目の代金の確定に関する特約条項に対する特殊条項（特定品目の外貨建費目のみ）」を次のとおり一部改正しました。

本特殊条項は令和5年6月1日以降の該当契約に適用されます。

旧	新
<p>特定費目の代金の確定に関する特約条項に対する特殊条項（特定品目の外貨建費目のみ）</p> <p>1 特定費目の代金の確定に関する特約条項第2条の規定にかかわらず、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した特定費目（外貨建費目）に係る費用の金額（以下「実績額」という。）の合計額が、特定費目（外貨建費目）金額の合計額に達しない場合は実績額をもって、これに等しい場合は当該特定費目の合計額をもって、代金として確定し、これを超える場合は超える部分の実績額（以下「為替差損」という。）について、別に定める代金の確定に関する特約条項に基づく代金の確定時に、為替差損を乙の負担としないことを基本として、甲・乙協議し、原則として契約金額の範囲内において措置するものとする。</p> <p>2 前項の規定による代金の確定は、____年__月__日までに行うことを目途とする。</p> <p>3 第1項の場合において、実績額が特定費目の金額の合計額に達しない場合は、その差額相当額（当該差額相当額に対応する総利益額を含む。）を契約金額から減額した金額に契約金額を変更する措置をとるものとし、これに等しい場合は、契約金額に増減ない旨を確認する措置をとるものとし、これを超える場合は、第1項の協議の結果を待つて所要の措置をとるものとする。</p> <p>4 乙は、代金の確定年度の前年度から要確定費目金額表に掲げる当該費目の実績額を別紙様式により、甲に3部提出するものとする。</p> <p>5 前項の報告は、各四半期終了1ヶ月以内とし、その開始時期は、代金の確定目途日の1年前からとする。ただし、外貨建費目がすべて既決済となり、その報告があったもの、外貨建費目がすべて未決済であるもの及び前四半期と既決済に変更がないものについては、報告を必要としない。</p>	<p>特定費目の代金の確定に関する特約条項に対する特殊条項（特定費目の外貨建費目だけ）</p> <p>第1条 特定費目の代金の確定に関する特約条項第2条の規定にかかわらず、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した特定費目（外貨建費目）に係る費用の金額（以下「実績額」という。）の合計額が、特定費目（外貨建費目）金額の合計額に達しない場合は実績額をもって、これに等しい場合は当該特定費目の合計額をもって、代金として確定し、これを超える場合は超える部分の実績額（以下「為替差損」という。）について、別に定める代金の確定に関する特約条項に基づく代金の確定時まで、為替差損を乙の負担としないことを基本として、甲・乙協議し、原則として契約金額の範囲内において措置するものとする。</p> <p>第2条 前条の規定による代金の確定は、____年__月__日までに行うことを目途とする。</p> <p>第3条 第1条の場合において、実績額の合計額が特定費目の金額の合計額に達しない場合は、その差額相当額（当該差額相当額に対応する総利益額を含む。）を契約金額から減額した金額に契約金額を変更する措置をとるものとし、これに等しい場合は、契約金額に増減ない旨を確認する措置をとるものとし、これを超える場合は、第1条の協議の結果を待つて所要の措置をとるものとする。</p> <p>第4条 乙は、代金の確定年度の前年度から要確定費目金額表に掲げる当該費目の実績額の報告を別紙様式により、甲に3部提出するものとする。</p> <p>第5条 報告の提出は、各四半期終了1ヶ月以内とし、その開始期間は、代金の確定目途日の1年前からとする。ただし、外貨建費目が全て既決済となり、その報告があったものについてはそれ以降の報告は必要としない。</p>

旧	新																																				
別紙様式	別紙様式																																				
(例)	(例)																																				
年 月 日	年 月 日																																				
分任支出負担行為担当官 航空自衛隊第4補給処調達部長 殿	分任支出負担行為担当官 航空自衛隊第4補給処調達部長 殿																																				
住 所 会 社 名 代 表 者	住 所 会 社 名 代 表 者 名																																				
外貨建費目見込報告書	外貨建費目見込報告書																																				
下記の契約について、年 月 日現在の外貨建費目を次のとおり報告します。	下記の契約について、年 月 日現在の外貨建費目を次のとおり報告します。																																				
記	記																																				
1 統制番号 (調達要求番号)	1 統制番号 (調達要求番号)																																				
2 品 名	2 品 名																																				
3 契約納期	3 履 行 期 限																																				
4 契約金額	4 契約金額																																				
5 外貨建費目見込額	5 外貨建費目見込額																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>原契約外 貨建費目 額 (A)</th> <th>外貨建費 目 既決済額 (B)</th> <th>外貨建費 目 未決済額 (C)</th> <th>外貨建費 目 総額 (B)+ (C)</th> <th>予想為替差 益又は差損 (A)-(B)- (C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外貨建</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>円 貨</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		原契約外 貨建費目 額 (A)	外貨建費 目 既決済額 (B)	外貨建費 目 未決済額 (C)	外貨建費 目 総額 (B)+ (C)	予想為替差 益又は差損 (A)-(B)- (C)	外貨建						円 貨						<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>原契約外 貨建費目 額 (A)</th> <th>外貨建費 目 既決済額 (B)</th> <th>外貨建費 目 未決済額 (C)</th> <th>外貨建費 目 総額 (B)+ (C)</th> <th>予想為替差 益又は差損 (A)-(B)- (C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外貨建</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>円 貨</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		原契約外 貨建費目 額 (A)	外貨建費 目 既決済額 (B)	外貨建費 目 未決済額 (C)	外貨建費 目 総額 (B)+ (C)	予想為替差 益又は差損 (A)-(B)- (C)	外貨建						円 貨					
	原契約外 貨建費目 額 (A)	外貨建費 目 既決済額 (B)	外貨建費 目 未決済額 (C)	外貨建費 目 総額 (B)+ (C)	予想為替差 益又は差損 (A)-(B)- (C)																																
外貨建																																					
円 貨																																					
	原契約外 貨建費目 額 (A)	外貨建費 目 既決済額 (B)	外貨建費 目 未決済額 (C)	外貨建費 目 総額 (B)+ (C)	予想為替差 益又は差損 (A)-(B)- (C)																																
外貨建																																					
円 貨																																					
注：外貨建費目未決済額については、現在のレートを使用する。	注：外貨建費目未決済額については、現在のレートを使用する。																																				

2 「特定費目の代金の確定に関する特約条項に対する特殊条項（外貨建費目のみ）」を次のとおり一部改正しました。

本特殊条項は令和5年6月1日以降の該当契約に適用されます。

旧	新
<p>特定費目の代金の確定に関する特約条項に対する特殊条項（外貨建費目のみ）</p> <p>1 特定費目の代金の確定に関する特約条項の規定にかかわらず、乙が、この契約の履行のために支出し、又は負担した特定費目（外貨建費目）に係る費用の金額（以下「実績額」という。）の合計額が、特定費目（外貨建費目）の金額の合計額に達しないか、又はこれに等しい場合は、実績額の合計額をもって、代金として確定し、これを超える場合は、別に定める代金の確定に関する特約条項に基づく代金の確定時に、これを超える部分の実績額を補てんするため甲乙協議して、契約金額の範囲内において処理するものとする。</p> <p>2 前項の規定による代金の確定は、____年____月____日までに行うことを目途とする。</p> <p>3 第1項の場合において、実績額の合計額が、特定費目の金額の合計額に達しない場合は、その差額相当額（当該差額相当額に対応する総利益額を含む。）を契約金額から減額した金額に契約金額を変更する措置をとるものとし、これに等しいか、又はこれを超える場合は、契約金額に増減のない旨を確認する措置をとるものとする</p>	<p>特定費目の代金の確定に関する特約条項に対する特殊条項（外貨建費目だけ）</p> <p>第1条 特定費目の代金の確定に関する特約条項第2条の規定にかかわらず、乙が、この契約の履行のために支出し、又は負担した特定費目（外貨建費目）に係る費用の金額（以下「実績額」という。）の合計額が、特定費目（外貨建費目）金額の合計額に達しない場合は実績額をもって、これに等しい場合は当該特定費目の合計額をもって、代金として確定し、これを超える場合は、別に定める代金の確定に関する特約条項に基づく代金の確定時に、これを超える部分の実績額を補てんするため甲乙協議して、契約金額の範囲内において処理するものとする。</p> <p>第2条 前条の規定による代金の確定は、____年____月____日までに行うことを目途とする。</p> <p>第3条 第1条の場合において、実績額の合計額が、特定費目の金額の合計額に達しない場合は、その差額相当額（当該差額相当額に対応する総利益額を含む。）を契約金額から減額した金額に契約金額を変更する措置をとるものとし、これに等しい場合は契約金額に増減のない旨を確認する措置をとるものとし、これを超える場合は第1条の協議の結果をもって所要の措置をとるものとする。</p>